

## 京都市防災会議専門委員会原子力部会の結果について

### 1 議題等

- (1) 新規制基準適合性審査及び再稼働等の状況
- (2) 原子力災害対策の取組状況

平成27年10月から平成28年9月までの、京都市地域防災計画 原子力災害対策編の運用状況について報告。

- ア 環境放射線モニタリングの実施結果等（空間放射線量率、水道水、農産物、河川水・底質土）
- イ 原子力防災訓練（UPZの左京区久多地域で10月30日（日）、広河原地域で11月12日（土）実施予定）
- ウ 市民啓発の状況（啓発パンフレットの配布、講習会の実施）
- エ 研修会の開催（放射線防護研修）
- オ 広域避難受入体制の整備
  - ・京都市原子力災害時の広域避難支援要領の制定及び体制整備（初期対応要員研修の実施）
- カ 安定ヨウ素剤の予防服用体制
  - ・安定ヨウ素剤の調製等に係る研修の実施（対象：医師、薬剤師等）
  - ・本市の安定ヨウ素剤の備蓄状況等
- (3) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等  
時点修正等（統計数値、関係機関の名称、字句修正等）
- (4) その他  
原子力災害対策充実に向けた考え方

### 2 主な意見

- ・審議の結果、京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正案に係る意見等はなし。
- ・各委員の知見に基づくアドバイスについては、今後の実施体制等の参考として、引き続き検討。

#### (1) 原子力防災訓練

- 安定ヨウ素剤の副作用の有無についての確認については、訓練においてチェックシートなどにより確認されており、問題ないと考える。

#### (2) 市民啓発の状況

- 観光客対策として市内の宿泊施設に対し、原子力防災パンフレットを配布したことは評価できる。今後は外国人にも対応する為、パンフレットの多言語化等も取り組んでほしい。

#### (3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制

- 原子力災害対策指針の改正に伴い、UPZ外の安定ヨウ素剤の備蓄は必要ないとされたこと、関西広域連合と関西電力㈱との覚書により、緊急時には安定ヨウ素剤が必要となる府県市に貸与されること等を踏まえて、京都市で独自備蓄している安定ヨウ素剤について備蓄を継続する必要はない。

#### (4) その他

- 大気中放射性物質の拡散計算（S P E E D I 等）の活用については、国でも意見が分かれている。それ以外にも様々なツールがあり、訓練等で活用されている事例もある。
- 福島第一原発事故では、通信不能となった。緊急時の情報を市民の方が確実に入手できるような体制を構築してほしい。

##### **<UPZ外における安定ヨウ素剤に係る規制委員会の見解>**

原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日）により、UPZ外における安定ヨウ素剤の服用は、実施可能な防護措置ではなく、UPZ外の地方公共団体がそのために安定ヨウ素剤を備蓄する必要はない。

##### **<関西広域連合と関西電力㈱の安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書の概要（平成28年9月21日）>**

関西電力(㈱)は原子力災害時に、関西広域連合からの要請に応じて安定ヨウ素剤を貸与する。関西広域連合は、構成府県市と調整を行い、必要となる場所に配置する。